町田市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例

町田市生涯学習審議会条例(平成23年6月町田市条例第29号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、	第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、
火に担じて東西によりを出する業と、然中は	火に担バス本西に、一、一、一、大会学)

- 次に掲げる事項について調査審議し、答甲す | る。
- (1) 生涯学習の振興及び社会教育(体育及び レクリエーションの活動を含む。以下同 じ。) についての基本方針、施策及び事業 に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が 必要と認める事項
- 2 審議会は、前項第1号に掲げる事項につい て、教育委員会に意見を述べることができる。 (組織)

第3条 略

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委 員会が委嘱する。
- (1)学識経験を有する者 2人以内
- (2) 学校教育の関係者 2人以内
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人
- (4) 生涯学習又は社会教育の関係者 8人以 内
- (5) 略

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員 の互選により定める。

- 次に掲げる事項について調査番議し、答甲す る。
- (1) 生涯学習の振興及び社会教育(体育及び レクリエーションの活動を含む。以下同 じ。) に関する基本方針を立案すること。
- (2) 生涯学習及び社会教育に関する施策及び 事業を評価すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、教育委員会 が必要と認める事項

(組織)

第3条 略

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委 員会が委嘱する。
- (1) 町田市社会教育委員の設置に関する条例 (昭和33年10月町田市条例第51号) に規定する社会教育委員 8人以内
- (2) 生涯学習又は社会教育に関する関係機関 の代表 5人以内
- (3) 略

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、第3 条第2項第1号に掲げる委員のうちから互 選により定める。

2・3 略

(部会)
第7条 専門の事項を調査するため、審議会に
部会を置くことができる。
2 部会は、会長が指名する委員をもって組織
する。
3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の
互選により定める。
4 前各項に定めるもののほか、部会の組織及
び運営に関し必要な事項は、部会長が部会に
諮って定める。

(委任)

<u>第7条</u> 略

<u>第8条</u> 略

(委任)

附 則 (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(町田市社会教育委員の設置に関する条例の廃止)

2 町田市社会教育委員の設置に関する条例(平成26年3月町田市条例第17号) は、廃止する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月 町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。	第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。
(1) ~ (14) 略	(1) ~ (14) 略
(15) <u>削除</u>	(15) <u>社会教育委員</u>
(16) ~ (70) 略	(16) ~ (70) 略
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
職名 報酬額	職名 報酬額

略	略
略	略

略	略
社会教育委員	月額 13,500円
略	略